

1月からマイナンバーの利用が開始されます

社会保障や税などの各種手続きにおいて、役場の窓口などで個人番号が求められる場合、通知カードとともに、本人確認書類（運転免許証・パスポートなど写真付きの場合は1点、健康保険証・年金手帳など写真付きでない場合は2点）を提示していただくことがあります。

また、住所や氏名に変更があった場合は、通知カードに変更事項を記載する必要がありますので、届出と一緒に戸籍住民窓口まで忘れずにお持ちください。

通知カードは受取りましたか？

本町では、通知カードの初回配達を10月5日以降に届出された転入・出生・町内転居者を除いて11月末で終了しています。

まだ通知カードを受取っていない方は、役場へ返戻されていると思われるので、2月末までに本人確認書類（運転免許証・パスポートなど写真付きの場合は1点、健康保険証・年金手帳など写真付きでない場合は2点）をお持ちのうえ、役場の戸籍住民窓口まで受取りに来てください。

なお、本人が受取りに来ることができない等の事情がある方は、事前にご相談ください。

◆問合せ 町民福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120

平成28年度保育所（園）入所申込受付が始まります

町では、保護者が仕事や病気等の理由で、就学前の児童を日中保育できる家族がいない場合、下記保育所（園）の利用申込みをすることができます。

- 大川保育所（町立）・・・延長保育あり
- 中央保育所（町立）・・・一時預かりあり
- ほうりゅうじ保育園（私立）・・・延長保育・一時預かりあり



◆受付場所 町民福祉課 児童福祉グループ

◆受付期間 1月7日（木）から1月29日（金）

※年度内に途中入所を希望する場合は、利用を希望する月の前々月11日から前月10日まで（土・日曜日、祝日の場合はその前日まで）

◆必要書類等

- ①支給認定申請書（兼）施設等利用申込書
- ②保育の必要性を証明する書類（就労等証明書など）
- ③印鑑
- ④平成27年度市町村民税課税証明書（平成27年1月2日以降に余市町に転入された方のみ）

※上記①・②の用紙は、役場で配布します。

※その他、状況に応じて上記以外にも書類の提出が必要な場合があります。

◆その他

申込みは先着順ではございません（受付期間終了後、調整となります）。

申込みの詳細は、役場窓口または各保育所（園）にありますパンフレットまたは町ホームページをご覧ください。

◆問合せ 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120

▲▽国民年金のお知らせ▲▽ 20歳になったら国民年金

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入しなければなりません。（ただし、厚生年金保険の加入者は除かれます。）

年をとったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えるしくみです。

20歳から国民年金に加入し保険料を納めることで、次の年金を受け取ることができます。

また、国民年金は国が責任をもって運営するため、年金給付は生涯にわたって保障されています。

- 受取れる年金の種類・・・
 - ◇年をとったとき・・・老齢基礎年金
 - ◇病気やケガで障がいが残ったとき・・・障害基礎年金
 - ◇家族の働き手が亡くなったとき・・・遺族基礎年金

- 学生や、若年者で収入が少なく・・・
 - ◇学生納付特例制度・・・大学や専門学校などの学生が対象
 - ◇若年者納付猶予制度・・・学生以外の30歳未満の方が対象
- ※それぞれの制度には要件がありますのでご相談ください。

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120